



cutting through complexity

IFRS

IFRS第15号 「顧客との契約から 生じる収益」の概要

2014年6月

kpmg.com/ifrs



目次

グローバルな単一の基準の公表	1
1. 概要	2
2. 新基準の適用範囲	3
3. 5つのステップ	4
Step 1—顧客との契約の識別	5
Step 2—契約に含まれる別個の履行義務の識別	6
Step 3—取引価格の算定	7
Step 4—取引価格の各履行義務への配分	9
Step 5—履行義務を充足した時点での(または充足するに 従った)収益の認識	10
適用指針	12
4. 契約コスト	14
5. 契約変更	15
6. 表示及び開示	16
7. 適用日及び移行措置	17

グローバルな単一の基準の公表

2014年5月28日、IASBは、FASBと行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する新基準IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。本基準は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとってより有用な情報を開示することを目的として開発されました。本基準は、2017年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。また、早期適用が認められます。

本冊子は、IFRS適用企業及び適用を検討する企業が、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の概要を理解する際に役立つよう作成しています。今後、IASBとFASBによる適用のための収益移行リソース・グループの活動により、一般的な解釈が変化する可能性があります。実務への適用に際しては、本ガイドブックの情報のみを根拠とせず、KPMGジャパンのプロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。IFRS第15号の適用に向けた検討の開始に、少しでもお役に立てれば幸いです。

2014年6月吉日

あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室

1. 概要

IFRS第15号により、IFRSの収益に関する現行のガイダンスにかわる、新たなフレームワークが示される。

IFRS第15号は、財務諸表利用者の理解に資するために、契約から生じる収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性について定性的及び定量的な情報の開示を求めている。

IFRS第15号は、収益をいつ、いくらで認識するのかを決定するため、5つのステップによる収益認識モデルを定めている。このモデルにおいては、収益を認識するタイミングについて、2つのアプローチがとられている。

- 一定の期間にわたり収益を認識：
企業の履行を描写する方法で認識する（現行基準のサービスや工事進行基準に基づく会計処理に類似）。
- 一時点で収益を認識：
財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で認識する。



IFRS第15号には、製品保証やライセンスといったトピックに関する14の適用指針が含まれている。

また、新基準は、棚卸資産など他の基準で扱われるものを除き、契約に関連して発生するコスト、すなわち、契約を獲得または履行するために発生したコストをどのような場合に資産化するかに関するガイダンスも提供している。

IFRS第15号は、2017年1月1日以降開始する事業年度から適用される¹。早期適用も認められる。

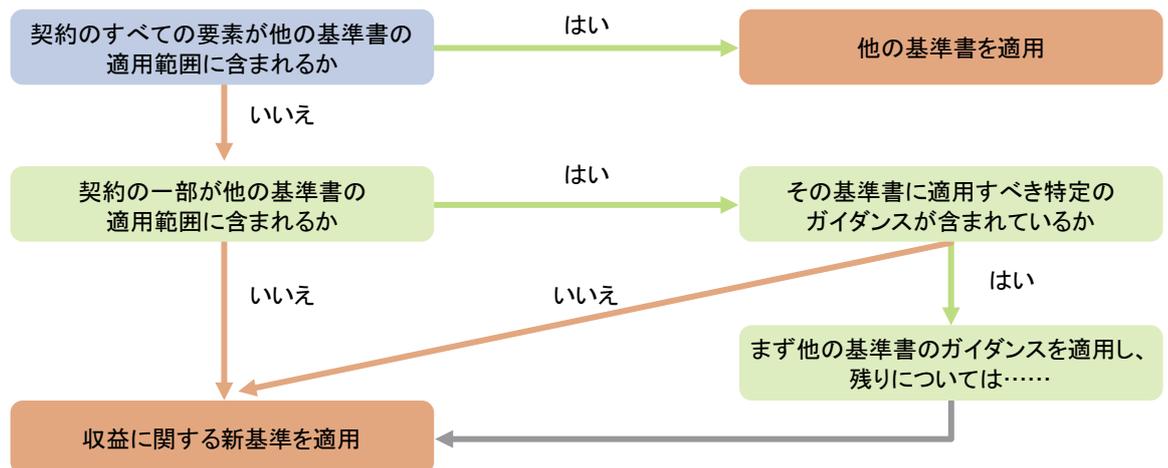
¹ 米国会計基準適用企業（公開企業）においては、2016年12月15日以降開始する事業年度から適用される。

2. 新基準の適用範囲

新基準は、顧客に財またはサービスを引き渡す契約に適用される。ただし、以下の契約には適用されない。

- リース契約
- 保険契約
- 金融商品に関する特定のガイダンスの適用範囲である、契約上の権利または義務（例：デリバティブ契約）
- 同業他社との非貨幣性の交換取引で、交換の当事者以外の顧客への販売を容易にするためのもの

顧客との契約は、その一部が新基準の適用範囲となり、別の一部が他の会計基準の適用範囲となる場合がある（例：設備のリースとリースした設備の修繕維持に関する契約）。

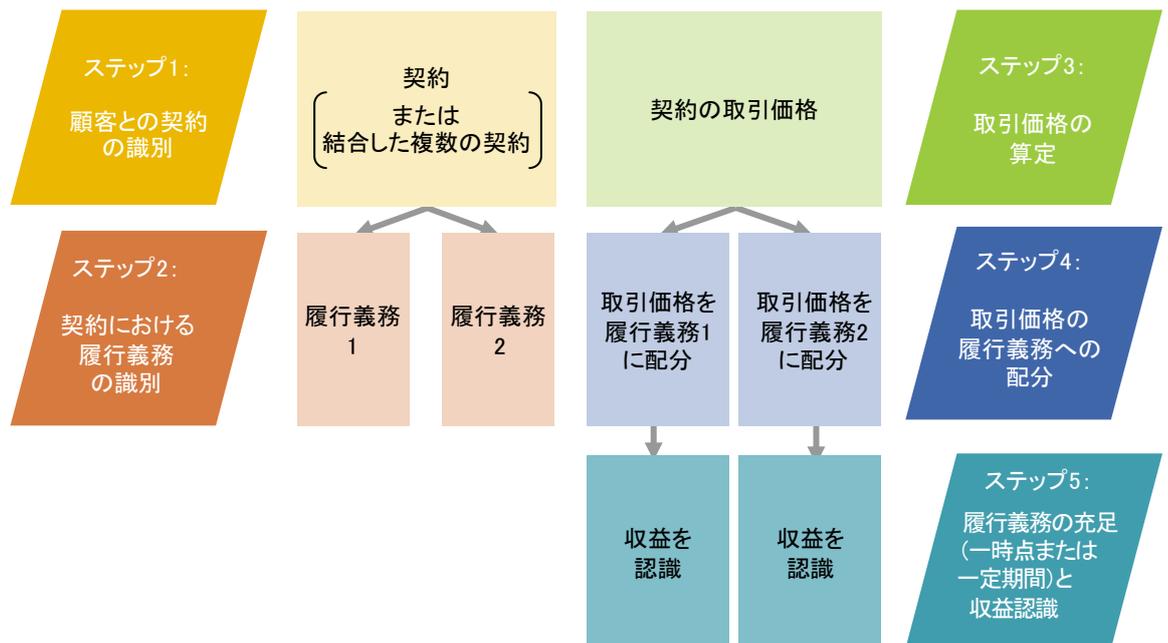


新基準の一部（例：契約の識別、取引価格の算定及び支配の移転時期の決定）は、企業の通常の活動のアウトプットではない、無形資産及び有形固定資産（不動産を含む）の売却にも適用される。協力者または共同事業者との契約については、相手方が顧客である場合または関連する強制力のあるガイダンスがないと企業が判定する場合のみ、新基準の適用範囲に含まれる。

IFRS第15号は、個別の契約に適用した場合と比較して著しく差異が生じない場合に、類似する契約のポートフォリオに本基準を適用することを認める実務上の簡便法を定めている。

3. 5つのステップ

コア原則によれば、企業は、財またはサービスの顧客への移転を描写するように、財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で、収益を認識しなければならない。この原則を達成するために、IFRS第15号は5つのステップを定めている。



ステップ1ー顧客との契約の識別

顧客との契約を識別することがはじめのステップである。契約とは、強制可能な権利及び義務を生じさせる2者以上の当事者間の合意である。強制力とは法的なものであるが、契約は文書による場合に限定されず、口頭による場合や企業の慣習的なビジネス慣行により暗示される場合もある。場合によっては、2つ以上の契約が結合され、顧客との単一の契約として会計処理されることもある。

本基準は、以下の要件すべてを満たす契約に適用される。

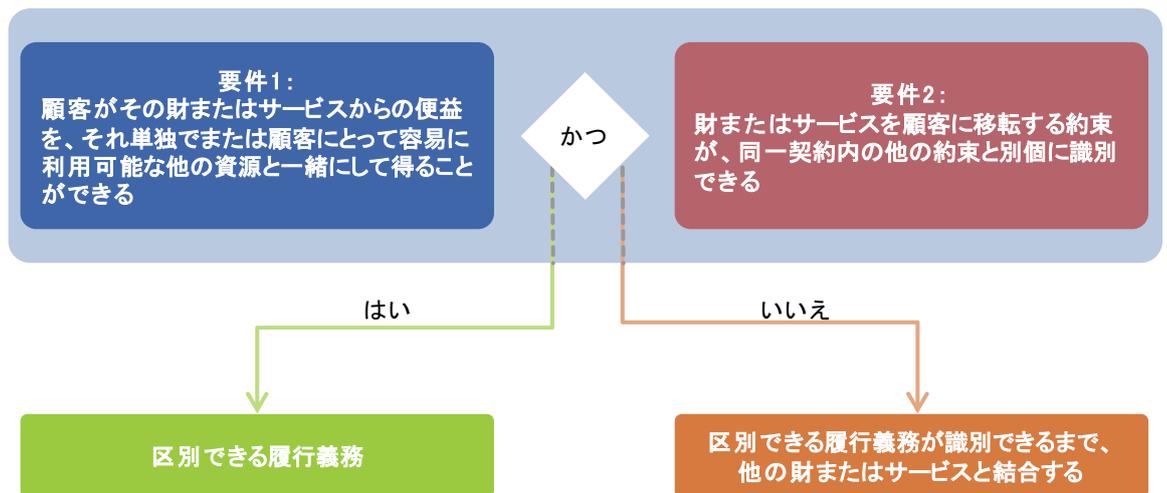


* 「probable」という文言の意味がIFRSとU.S. GAAPで意味が異なるため、指標の内容も相違する。

契約開始時に上記の要件をすべて満たす場合、事実及び状況に重要な変更が生じる兆候がない限り、企業は契約の存在について再評価しない。

ステップ2ー契約に含まれる履行義務の識別

顧客との契約を識別した後は、その契約に含まれる財またはサービスを移転する個々の約束を識別する。約束は、約束した財またはサービスが区別できる場合に、(IFRS第15号における収益を認識する単位である)履行義務を構成する。以下の要件をいずれも満たす場合には、約束した財またはサービスは区別できる。



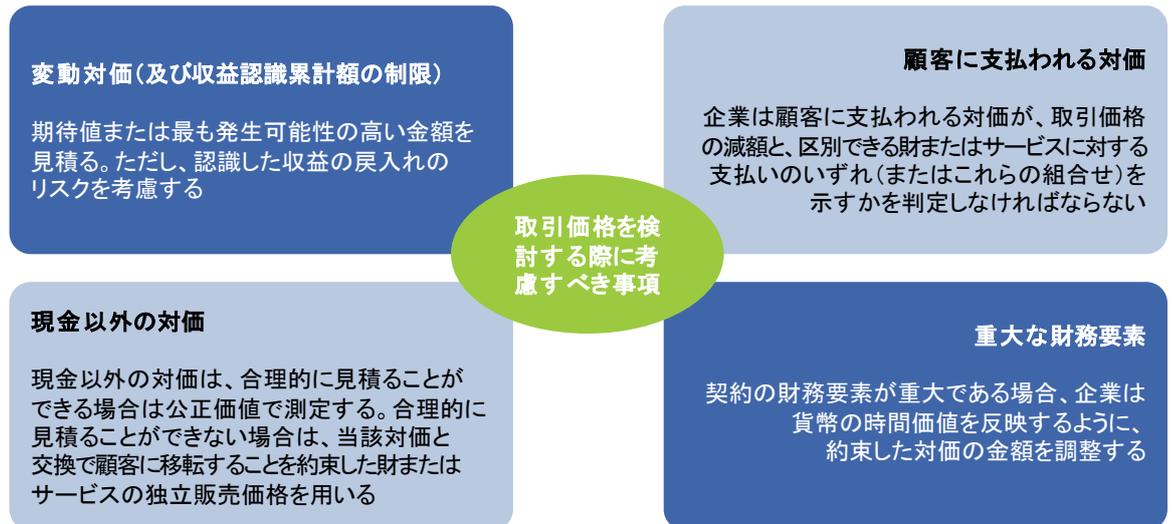
新基準には、上述の要件を満たすか否かを判定する際に役立つ追加的なガイダンスが含まれている。履行義務を別個に識別するための指標には以下の項目が含まれる。

- 企業は、契約に含まれている財またはサービスを束ねるための重要なサービスを提供していない。
- 財またはサービスにより、契約に含まれる他の財またはサービスを大幅に修正またはカスタマイズしない。
- 財またはサービスは、契約に含まれる他の財またはサービスに著しく依存しておらず、相互関連性も著しく高くない。

一連の区別できる財またはサービスが実質的に同一であり、顧客への移転パターンが同一である場合、当該一連の区別できる財またはサービスは単一の履行義務を構成する。

ステップ3ー取引価格の算定

ステップ3では、取引価格を算定する。取引価格は、財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額である。この金額を算定する際に、企業は下図の4つの要因を検討する。



なお、ロイヤリティのように知的財産のライセンスから生じる販売または使用に基づく報酬については、例外規定が設けられている。IFRS第15号の下では、当該報酬の見積りを取引価格に含めることはできず、それらの報酬からの収益は、対価の算定の基礎となるその後の販売または使用が行われた時点とそれらのロイヤリティが関連する履行義務の全部または一部が充足された時点のいずれか遅い方で認識する。この例外規定は、知的財産のライセンスにのみ適用される。

取引価格を算定する際には特に、変動対価と重大な財務要素を考慮する必要がある。

変動対価(及び収益認識累計額の制限)

値引き、クレジット、割引、返金、業績ボーナス(またはペナルティ)等がある場合、取引価格は変動する可能性がある。変動対価の金額は、事実及び状況により、期待値または最も発生の可能性が高い金額のいずれか、より適切な方法を用いて見積ることが求められる。

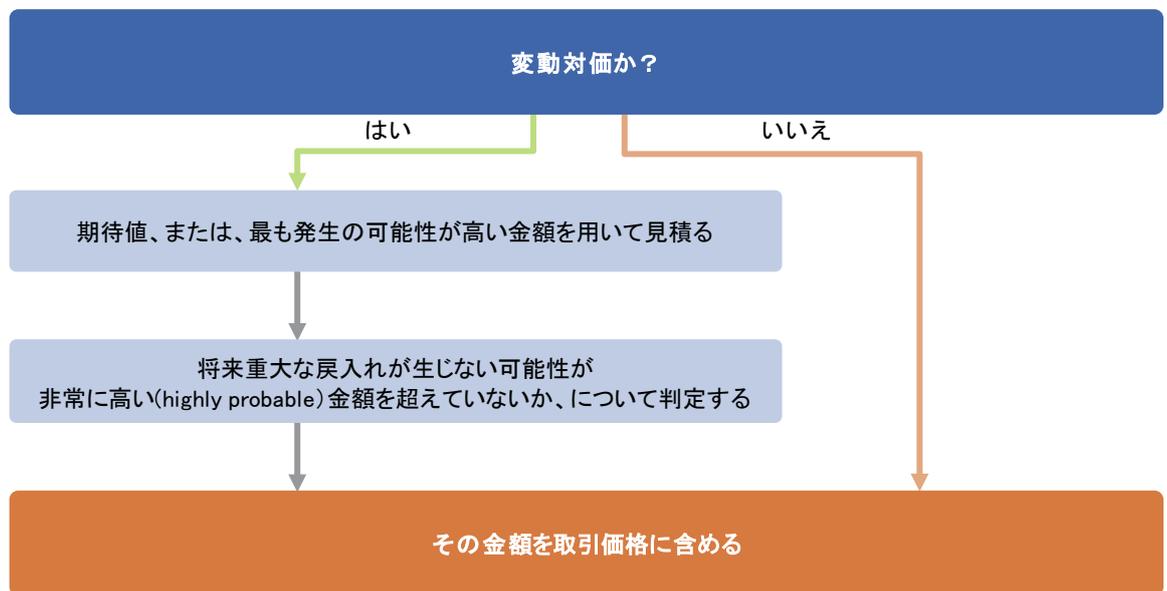
ただし、取引価格に含めることができる変動対価の金額は、重大な戻入れ(すなわち、収益認識累計額の重大な下方修正)がその後に生じない可能性が「非常に高い(highly probable)²」範囲に限られる。

² IFRSでは「highly probable」という文言を、U.S. GAAPで用いられる「probable」と同じ意味で使用している。

この制限の適用の要否及び制限の程度を判定するために、企業は以下の事項の両方について考慮する。

- 不確実な将来の事象から生じる収益の戻入れが発生する可能性
- 不確実な事象が発生した場合に生じる戻入れの重大さ(magnitude)

取引価格に含める変動対価の見積りは、報告日ごとに更新する必要がある。以下のフローチャートは、取引価格に含める変動対価(知的財産のライセンスから生じる、販売または使用に基づくロイヤリティを除く)の金額の算定方法(イメージ)を示している。



重大な財務要素

契約に重大な財務要素が含まれる場合、その取引価格を見積る際に、企業は約束した対価の金額を調整する。この調整は、顧客が財またはサービスの支配獲得時点で支払うと仮定した場合の現金販売価格を反映した金額により、収益を認識することを目的とするものである。この際に適用する割引率は、企業が契約開始時に当該顧客と別個のファイナンス取引を行ったとした場合に適用されるであろう利率である。この調整は、支払いが履行義務を充足する前であっても後であっても、いずれの場合にも求められる。

IFRS第15号は、約束した対価と販売価格との差異が金融以外の理由により生じていることなど、契約に重大な財務要素が含まれるか否かを判定するための指標を定めている。ただし、支払いを受ける時期と約束した財またはサービスの移転時期との間の期間が1年以内となることが見込まれる場合には、貨幣の時間価値を反映する必要はない(実務上の簡便法)。

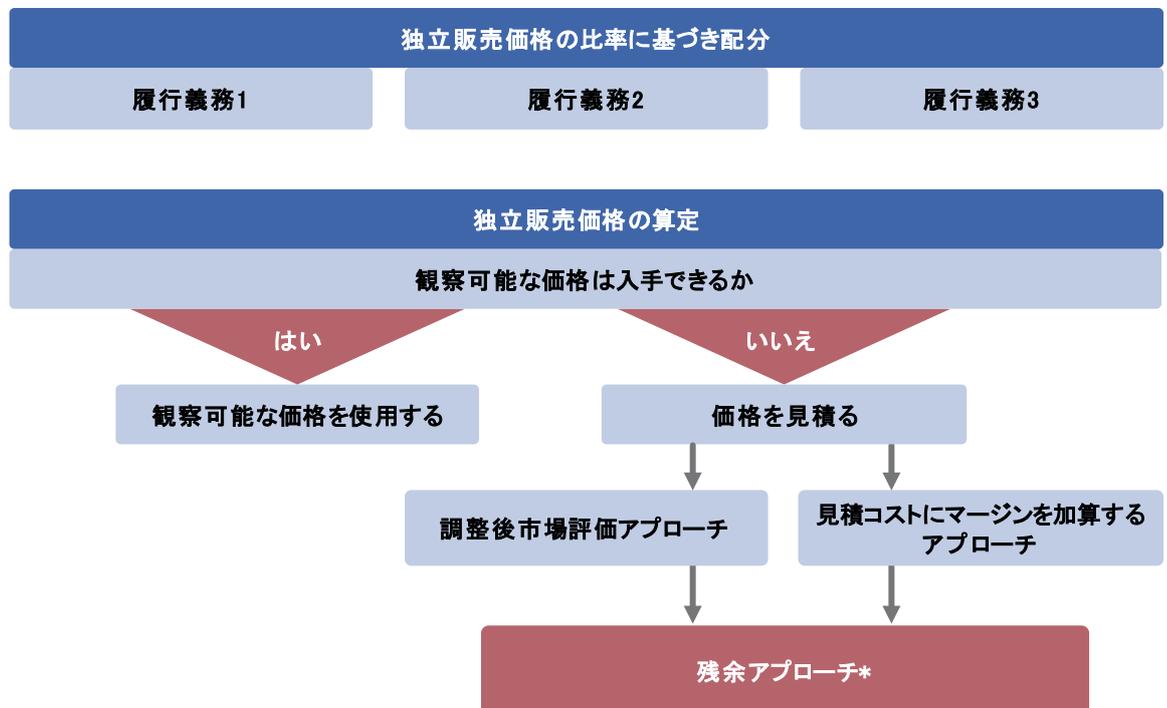
ステップ4—取引価格の履行義務への配分

通常、ステップ3により算定した取引価格は、各履行義務の基礎となる財またはサービスの独立販売価格の比率によって各履行義務に配分される。

独立販売価格の最善の証拠は、財またはサービスを、同様の状況にある顧客に別個に販売すると仮定した場合における観察可能な財またはサービスの価格である。独立販売価格が直接的に観察できない場合には、企業はそれを、以下のいずれかの方法で見積らなければならない。

- 財またはサービスを販売する市場を評価し、その市場において顧客が支払うであろう価格を見積る方法
- 見積コストに適切なマージンを加算する方法
- 取引価格の総額から、契約に含まれる他の財またはサービスの観察可能な独立販売価格の合計額を控除する方法(特定の状況においてのみ適用可能)

見積りに際しては、合理的に利用可能な情報(市場の状況、企業固有の要因及び顧客または顧客の分類)を考慮する。次の図は、新基準に含まれる独立販売価格の見積りに関する規定を図示したものである。



* 残余アプローチは、企業が販売する価格が顧客によって大きく異なる場合、または独立して販売したことがなく価格が確立していない場合のみ使用できる。

ステップ5－履行義務の充足(一時点または一定期間)と収益認識

最後に、今までのステップで決定した収益の認識単位について、いつ、どのように収益を認識するかを決定する。企業は、財またはサービスの支配を顧客に移転することにより履行義務を充足した時に(または充足するにつれて)収益を認識する。支配の移転パターンには、一時点における移転と、一定の期間にわたる移転の2つがある。

履行義務に係る収益をいずれの移転パターンで認識すべきかを決定するために、財またはサービスの支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか否かを以下の要件に基づき判定する。

	要件	想定される取引の例
1	企業の履行につれて、履行による便益を顧客が同時に受け取り消費する。	経常的に、または反復して実施されるサービス
2	企業の履行により、資産が創出または増価し、かつ、資産の創出または増価につれて顧客がその資産を支配する。	顧客の敷地内における資産の建設
3	企業の履行により企業にとって他に転用できる資産が創出されず、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有する。	その顧客のみが使用できる特殊仕様の資産の建設、または顧客の注文に基づく資産の建設

これらの要件のうち1つまたは複数が満たされる場合、企業は履行の程度を最も良く描写する方法を用いて収益を一定の期間にわたり認識する。進捗度の適切な測定方法には、アウトプット法(例:達成した成果の評価、製造した単位に基づく方法)またはインプット法(例:発生コストや労働時間に基づく方法)がある。進捗度の測定の目的は、財またはサービスを顧客に移転する企業の履行を描写することであり、その目的を達成するためにいくつかの留意事項が定められている。

① アウトプット法に関する留意事項

企業の履行により顧客に支配される多額の仕掛品または製品が生産される場合には、引渡単位または製造単位等に基づくアウトプット法を用いると、進捗度が忠実に描写されない。履行状況のすべてが、アウトプットの測定に含まれないためである。

② インプット法に関する留意事項

企業が発生コストに基づくインプット法を用いる場合、未据付の資材及び契約の価格に反映されない企業の重要な非効率(例:廃棄原材料)に関する調整を検討することが必要となる。契約上重要である財について、その支配を顧客に移転したが、その財を後で据え付ける予定である場合、特定の要件を満たすならば、その財に係る収益をそのコストの範囲で認識し、マージンは認識しない。

収益を一定の期間にわたり認識するための3つの要件をいずれも満たさない場合には、財またはサービスの支配を顧客に移転した一時点で収益を認識する。



ライセンス

知的財産のライセンスについては、収益を一時点で認識するか、または一定の期間にわたって認識するかの判定に関して、別途、適用指針が定められている。ただし、ライセンスが、契約に含まれる他のすべての約束から区別できない場合には、ライセンスの適用指針を適用せず、ステップ5に定められた一般規定を適用する。ライセンスが、契約に含まれる他のすべての約束から区別できる場合には、ライセンスに関する適用指針に従って、ライセンスにより何が顧客に引き渡されるのかを検討し、それによっていつ収益を認識するかを判定する。

ライセンスにより顧客に引き渡される対象	収益の認識時期
ライセンスが付与された一時点で存在する、知的財産の使用権	一時点
ライセンス期間にわたり存在する、知的財産へのアクセス権	一定の期間

企業が知的財産に引き続き関与し、その知的財産に重大な影響を及ぼす活動を実施するために、顧客にライセンス付与された知的財産がライセンス期間にわたって変化する場合、そのライセンスは、一定の期間にわたって顧客に移転する。知的財産が変化しない場合、顧客はライセンスが付与された一時点で支配を獲得する。

以下の要件をすべて満たす場合、ライセンスにより企業の知的財産へのアクセスが引き渡される。

- 顧客が権利を有する知的財産に対して重大な影響を与える活動を企業が行うことが、契約により要求されるか、または、顧客が合理的に予測している。
- ライセンスで付与される権利により、顧客は企業活動のプラス・マイナス双方向の影響を直接受ける。
- それらの活動を実施するにつれて、それらの活動による財またはサービスが顧客に移転されない。

適用指針

IFRS第15号は、特定の項目に対して会計モデルの一般規定をどのように適用するかを説明するために、適用指針を提供している。前述のライセンスのほか、以下の論点が取り上げられている。

<p>返品権付きの販売</p>	<p>企業は、会計モデルのステップ3に示されている変動対価及び収益認識累計額の制限に関するガイダンスを適用して、企業が対価を受け取る権利を得ると見込む金額で収益を認識する。</p> <p>また、返品が見込まれる商品について、返金負債と資産を認識する。</p>
<p>製品保証</p>	<p>保証が以下のいずれかに該当する場合、製品保証を別個の履行義務として会計処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧客が製品保証を別個に購入する選択権を有する場合 ● 製品保証の一部として追加的なサービスが提供される場合 <p>それ以外の製品保証は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する。</p> <p>IFRS第15号では、製品保証により顧客に追加的なサービスが提供されているか否かを評価する際に役立つ要因として以下の事項を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その保証が法律で要求されているか ● 保証対象期間の長さ ● 企業が履行を約束している作業の性質
<p>本人か代理人かの検討</p>	<p>企業とは別の当事者の財またはサービスの支配が顧客に移転する前に、企業がその支配を獲得していれば、企業の履行義務はその財またはサービス自体の提供である。したがって、企業は本人として行動している。</p> <p>IFRS第15号には、企業の履行義務が、財またはサービス自体を提供しない結果、企業が代理人として行動していることを示す指標のリストが含まれている。</p>
<p>買戻条件</p>	<p>買戻条件が含まれる販売契約は、契約の内容及び条項により、返品権付きの販売、リースまたは融資契約として会計処理する。</p> <p>買戻条件の取扱いを決定する際に、企業は以下の項目を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 買戻条件は以下のいずれであるか。 <ul style="list-style-type: none"> - プット・オプション(顧客の要請により企業が買い戻すため、顧客が支配を有する) - コール・オプションまたは先渡取引(企業が買い戻す義務または権利を有するため、企業が支配を維持する) ● 顧客がプット・オプションを行使する可能性。検討に際しては、買戻価格及び顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有するかを考慮する。

その他の論点	<p>以下の論点に関する適用指針も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">● 一定の期間にわたって充足される履行義務● 履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定方法● 追加の財またはサービスに関する顧客の選択権● 顧客の未行使の権利● 返還不能の前払手数料● 委託販売契約● 請求済未出荷 (bill-and-hold) 契約● 顧客による検収● 収益の分解開示
---------------	--

4. 契約コスト

IFRS第15号は、契約の獲得に係る増分コストまたは履行に係るコストの会計処理を定めている。

契約獲得コスト

契約を獲得していなければ発生しなかった増分コスト(例:販売手数料)は、それらのコストを回収できると見込まれる場合には資産化しなければならない。ただし、企業が認識することになる資産の償却期間が1年以内である場合には、そのようなコストを資産化せず、発生時に費用化することができる(実務上の簡便法)。

契約履行コスト

契約を履行するために発生したコストが別の基準(例:IAS第2号「棚卸資産」、IAS第38号「無形資産」、IAS第16号「有形固定資産」)の適用範囲に含まれない場合は、以下の要件のすべてを満たすときに限り、資産として認識する。

- 既存の契約または特定の予想される契約に直接関連していること
- 将来において履行義務の充足に用いられる企業の資源を創出するか、または増価すること
- 回収が見込まれること

以下の表は、資産計上できるコストと費用処理されるコストの例である。

他の要件を満たす場合に資産計上する直接コスト	発生時に費用処理するコスト
直接労務費—例えば、従業員の賃金	一般管理費—ただし、契約に基づき顧客に明示的に請求可能な場合を除く
直接材料費—例えば、部材	充足した履行義務に関連するコスト
契約に含まれる履行義務の充足に直接関連するコストの配分—例えば、償却費や減価償却費	仕損した材料費、労務費、またはその他の契約コスト
契約に基づき顧客に明示的に請求可能なコスト	充足していない履行義務と充足した履行義務のいずれに関連するコストかが区別できないコスト
企業が契約を締結したという理由のみで発生したその他のコスト—例えば、外注費	

資産化した契約コストの償却及び減損

資産化した契約コストは、その資産に関連する財またはサービスの移転パターンと整合する方法で規則的に償却し、状況によっては、減損テストの対象となる。償却期間には、予想される契約更新期間が含まれる。

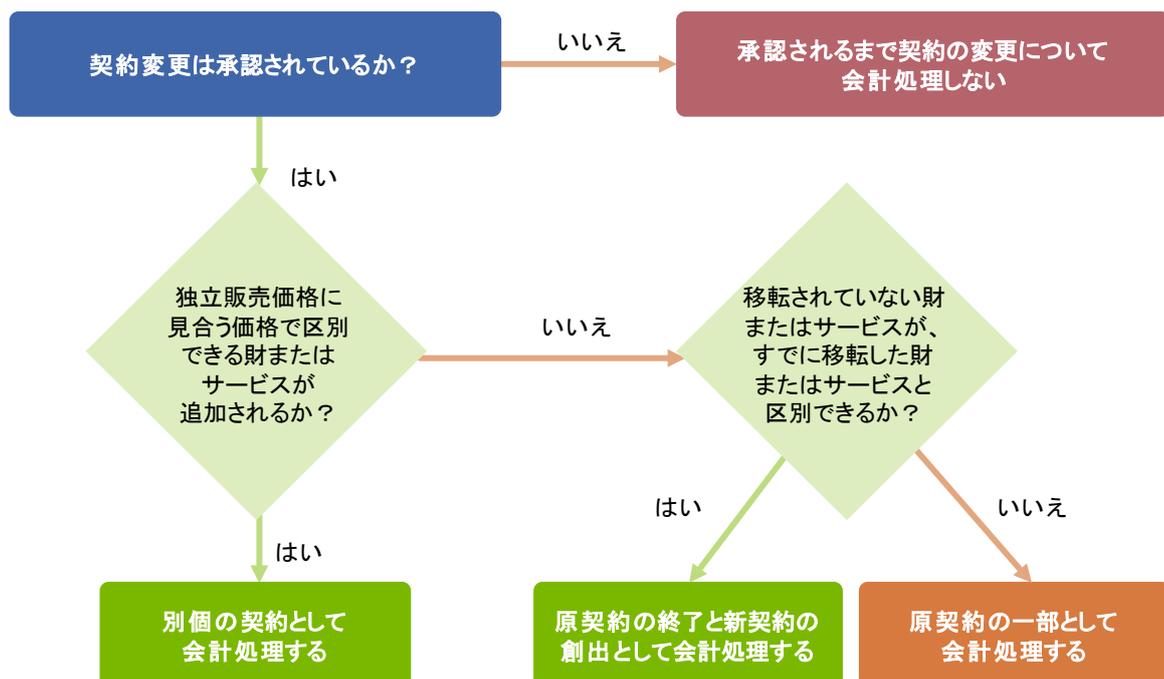
5. 契約変更

契約変更とは、契約の範囲または価格(あるいはその両方)に関して当事者が承認した変更を指す。契約変更は、契約当事者が、その強制可能な権利及び義務の新規発生や、既存の権利及び義務の変更を、契約当事者が承認した場合に存在する。

契約の識別の要件と同様に、契約の変更は、法的に強制可能でなければならない。契約変更は、以下の方法で承認することができる。

- 文書による承認
- 口頭での合意
- 慣習的な事業慣行により明示されるものとして

以下のフローチャートは、IFRS第15号における契約変更の会計処理方法を示したものである。



6. 表示及び開示

契約資産及び契約負債の表示

契約資産または契約負債は、それぞれ以下の場合に認識する。

- 企業が財またはサービスの移転により義務を履行した場合
- 顧客が企業への対価の支払いにより義務を履行した場合



対価を受け取る無条件の権利は、売掛金として表示し、金融商品として会計処理する。

開示規定

IFRS第15号の開示規定の目的は、財務諸表利用者が、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つことである。この目的を達成するために、IFRS第15号は、以下の項目について、定量的な開示と定性的な開示の両方を要求している。

- 顧客との契約
 - － 収益の分解
 - － 契約に関する残高(売掛金、契約資産、契約負債)と変動
 - － 履行義務
 - － 残存する履行義務に配分された取引価格
- 規定を適用する際の重要な判断及びその判断の変更
 - － 履行義務の充足時期の決定
 - － 取引価格及び履行義務への配分額の算定
- 顧客との契約の獲得または履行に係るコストから認識した資産

期中財務諸表

期中期間については、収益の分解を開示することのみが新たに要求されるが、その他の開示が必要かどうかについては、IAS第34号「期中財務報告」に従って判断する³。

³ 米国会計基準を適用する公開企業は、期中財務報告においても新基準の定量的な開示が求められる。

7. 適用日及び経過措置

IFRS第15号は、2017年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用が認められる。既にIFRSを適用している企業が本基準を適用する場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、本基準を遡及的に適用するアプローチと、適用開始期間の期首から適用するアプローチ(累積的影響額を調整するアプローチ)のいずれかを選択できる。

遡及適用アプローチ

本基準を全面遡及適用ベースで適用するアプローチである。なお、以下の実務上の簡便法の1つまたは複数を選択し用いることができる。

- 開始と終了が同一の事業年度内である、適用開始日前に完了した契約について、修正再表示しない。
- 適用開始日前に完了した変動対価が含まれる契約について、変動対価の金額を見積らずに、契約完了日時点の取引価格を用いることができる。
- 適用開始日前のすべての表示期間について、残存する履行義務に配分した取引価格の金額及びその金額の収益認識時期の説明を開示しない。

上記の実務上の簡便法を適用する場合、表示する期間すべてに首尾一貫して適用し、選択した簡便法について開示する。

企業が遡及適用アプローチを適用する場合、企業は会計原則または会計方針の変更について、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って関連する情報を開示しなければならない。

累積影響額調整アプローチ

比較期間を遡及的に修正せず、適用日時点で新基準を適用し、利益剰余金で調整するアプローチである。その場合、企業は適用開始日時点で現行基準のもとで、未完了の契約のみを修正再表示する必要がある。

企業がこのアプローチを選択する場合、現行基準からの重要な変更の内容を説明するとともに、IFRS第15号の適用により適用開始事業年度に影響を受けた財務諸表の表示項目の金額を開示することが要求される。

移行アプローチの概要(2017年1月1日に開始する事業年度からIFRS第15号を適用した場合)

アプローチ	適用前	比較事業年度	当事業年度	資本の調整日
全面的遡及適用 —実務上の簡便法を 選択しない	現行の IFRS	新基準	新基準	2016年1月1日*
部分的な遡及適用 —実務上の簡便法 を選択する	現行の IFRS	現行のIFRS と新基準の 規定を混合 して適用	新基準	2016年1月1日*
累積的な影響に 基づくアプローチ	現行の IFRS	現行の IFRS	新基準 現行のIFRS	2017年1月1日

* 12月31日を事業年度末とする企業が2年間の比較情報を提供する場合、資本の調整日は2015年1月1日となる。

IFRS初度適用企業

IFRS初度適用企業が新基準を全面遡及適用する場合には、経過措置で定められた実務上の簡便法を「適用開始日」を「IFRS初度適用年度の期首」と読み替えることにより、選択できる。

なお、表示している最も古い比較期間の前に、従前の会計基準に基づきすべての財またはサービスの移転を完了していた契約については、遡及修正は求められない。

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウントティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX: 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX: 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX: 052-589-0510

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 14-1512

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.